

1 基本的な考え方

(1) イニシャルコスト

◇システム改修関係

〔システム改修経費〕

＜特別区＞

- 住民情報系基幹システムとそれに必要な基盤については改修を行い、一部事務組合による運用を基本として試算
- その他194システムについては大阪市の現行システムを改修して、一部事務組合による運用もしくは各特別区が共通利用することを基本として試算

＜大阪府＞

- 特別区の設置に伴い事務等の変更による影響が生じるシステムを対象に改修経費を試算

◇庁舎整備関係

〔庁舎整備経費〕

- 次頁「〔庁舎整備経費〕に関する基本的な考え方」参照

〔移転経費〕

- 特別区設置に伴い発生する職員の移転経費等について過去の実績等をもとに試算

〔一時保護所建設経費〕

- 各特別区に児童相談所の一時保護所を設置し、一時保護所を有しない特別区については新たに建設することと仮定し試算

◇その他

〔その他経費〕

- 街区表示変更経費、標識変更経費、広報関係経費等について過去の実績等をもとに試算

(2) ランニングコスト

◇システム運用経費、民間ビル賃借料、新庁舎維持管理等経費、各特別区に新たに必要となる経費を想定

- システム運用経費については、システム改修経費の考え方に準じて試算
- 行政委員会運営費については、近隣中核市6市（豊中市・高槻市・枚方市・東大阪市・尼崎市・西宮市）の平均をもとに試算
- 議員報酬等については、議員定数、議員報酬を現状のままと仮定し、特別区設置に伴うコストとしては計上していない

1 基本的な考え方

〔庁舎整備経費〕に関する基本的な考え方

■ 各特別区における職員数に応じた必要な執務室を確保

・既存の執務室については全面的に改修を行う

■ 整備にあたってはコスト抑制の観点を重視

・既存の庁舎として利用している執務室（大阪市保有庁舎、民間ビル※）の活用を前提とし、新庁舎の必要面積を試算 ※A T C、あべのメディックス、あべのルシアス等

・執務室面積（次頁【執務室面積の算定について】参照）の不足が生じる特別区については、

- ✕
- | | |
|---------------------|--|
| ①建設案（特別区域内で新庁舎を建設） | 〔試算上は民有地の買収を前提
新庁舎が建設されるまでの期間については民間ビルの賃借により対応〕 |
| ②賃借案（特別区域内の民間ビルを賃借） | |

上記2案について、それぞれコストを試算

*** なお、具体的な整備にあたっては、新庁舎の建設や民間ビルの賃借を柔軟に組み合わせ、整備を図るものとする**

また、新庁舎建設において大阪市保有地の活用ができる場合は、積極的な活用を図るものとする

3 特別区設置当初の職員数 ～特別区の職員数＜算定方法＞～

組織-10

◆特別区が担う事務(権限)に応じて職員数(非技能労務職)を算定

(Ⅰ) 中核市モデル部分

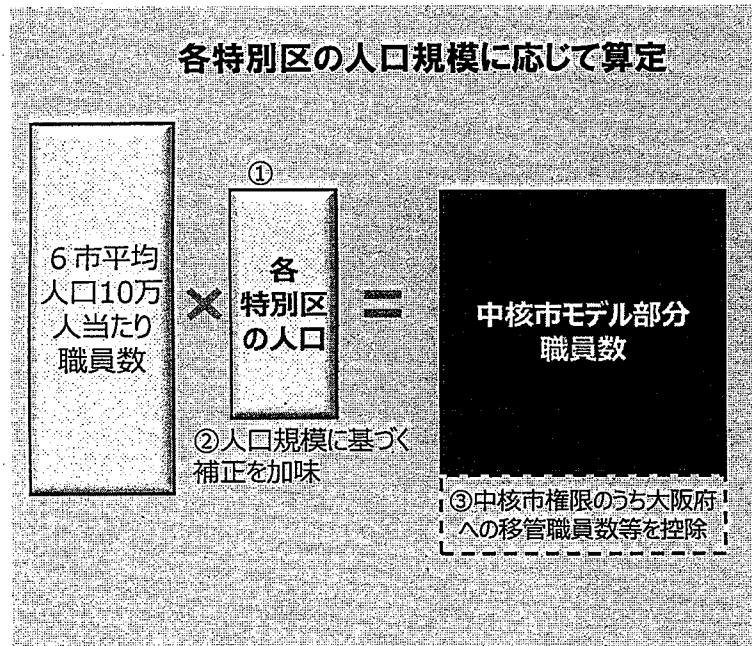
- ①近隣の中核市6市の人口10万人当たり職員数の平均に、各特別区の人口を乗じて職員数を算定
- ②6市平均人口(43万人)と各特別区の人口規模の違いによる補正(スケールメリット・デメリット)を加味
- ③固定資産税等の税務事務など、中核市権限事務のうち大阪府に移管される事務等に係る職員数を控除

(Ⅱ) 中核市権限を上回る事務・本市の特性を加算

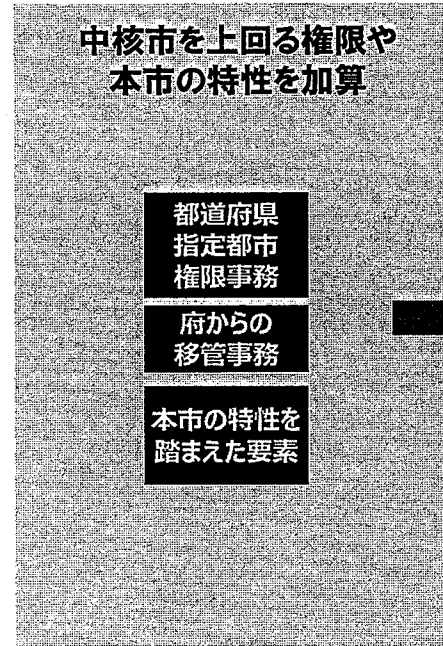
特別区が実施する中核市権限を上回る都道府県・指定都市権限の事務及び府からの移管事務を加算
さらに、生活保護など的大阪市の特性を踏まえた要素を反映 ⇒組織-12参照

(Ⅲ) 職員数 (Ⅰ+Ⅱ)

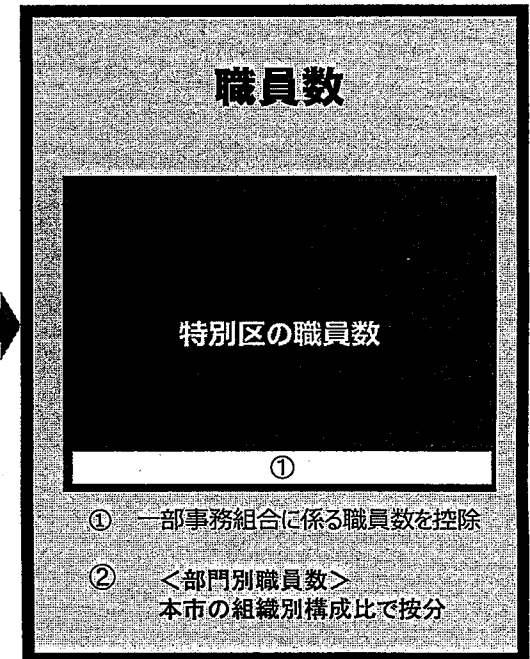
- ① 一部事務組合で実施する事務にかかる職員数を特別区の職員数から控除
- ②部門別職員数の算定
本市の組織別現員数の構成比率で按分することで、本市の特性を反映



+



→



4 特別区の組織イメージ ～部局別職員数～

◆ 特別区設置当初の職員数について、大阪市の特性を反映するために現在の組織別現員数構成比で配分

※詳細な配置については、設置準備期間中に精査

(1) 試案A (4区A案)

部局・部門	第一区	第二区	第三区	第四区
危機管理室	20	10	20	10
政策企画部	60	40	50	40
総務部	80	50	70	60
財務部	290	180	260	230
区民部	60	40	60	50
産業文化部	80	50	70	60
福祉部	150	90	130	120
健康部	170	110	160	140
こども部	170	110	150	150
環境部	100	60	90	80
都市整備部	280	180	250	230
建設部	240	150	210	190
会計室	10	10	10	10
教育委員会事務局	200	130	180	160
その他の行政委員会事務局	20	10	20	20
議会事務局	10	10	10	10
地域自治区事務所	910	560	1,120	810
非技能労務職 小計(9,880)	2,860	1,790	2,850	2,370
技能労務職 (特別区設置当初時点)	380	220	320	290
総 計	3,240	2,010	3,170	2,660

(2) 試案B (4区B案)

部局・部門	第一区	第二区	第三区	第四区
危機管理室	10	20	20	10
政策企画部	40	50	50	40
総務部	60	70	70	60
財務部	220	260	260	230
区民部	50	60	60	50
産業文化部	60	70	70	60
福祉部	110	130	130	120
健康部	130	150	160	140
こども部	130	150	150	150
環境部	70	90	90	80
都市整備部	210	250	250	230
建設部	180	210	210	190
会計室	10	10	10	10
教育委員会事務局	150	180	180	160
その他の行政委員会事務局	20	20	20	20
議会事務局	10	10	10	10
地域自治区事務所	680	790	1,120	810
非技能労務職 小計(9,880)	2,140	2,510	2,850	2,370
技能労務職 (特別区設置当初時点)	270	340	320	290
総 計	2,410	2,850	3,170	2,660